

公共職業安定所（ハローワーク）職員【任期付任用職員】の募集について

「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定（平成21年4月10日）において、公共職業安定所（ハローワーク）の人員・組織体制の抜本的充実・強化が盛り込まれたことを受け、民間企業等において雇用保険又は助成金に関する業務の経験を有し、仕事への意欲のある方を募集します。

1 職種

公共職業安定所等（ハローワーク）の一般職員

2 業務内容

公共職業安定所等（ハローワーク）における雇用保険又は助成金に関する業務

(1) 雇用保険に関する主な業務

- 雇用保険の給付業務
- その他雇用保険に関する業務

(2) 助成金に関する主な業務

- 雇用調整助成金の支給業務
- その他助成金に関する業務

3 募集人員

全国で304名（採用は各都道府県労働局単位で行われます）

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

事業主、被保険者及び受給資格者等に対する雇用保険又は助成金に関する事務を的確に行うために必要な知識、経験を有する者で、次に掲げるいずれかの条件を満たす者

- ① 社会保険労務士の資格を有する者※1
- ② 大学を卒業し、民間企業等において3年以上の職務経験を有し、かつ、1年以上雇用保険関係業務又は助成金関係業務に従事した経験を有する者
- ③ 高等学校を卒業し、民間企業等において8年以上の職務経験を有し、かつ、4年以上雇用保険関係業務又は助成金関係業務に従事した経験を有する者
- ④ 上記②又は③に準ずると労働局長が認めた者※2

※1 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の2第2項の規定に基づき、事務所の名称等の登録等を行っている社会保険労務士（いわゆる「開業社会保険労務士」）につ

いては、採用されますと国家公務員法第103条（私企業からの隔離）の規定に抵触することとなります。つきましては、採用内定後に社会保険労務士法第14条の2第3項に規定される「勤務社会保険労務士」に、同法第14条の4の規定に基づき変更登録を行っていただくこととなりますのでご注意ください。

※2 民間企業等における職務経験がそれぞれ3年又は8年未満であっても、雇用保険業務又は助成金関係業務に従事した経験がそれぞれ1年又は4年以上の者については、レポートを受け付けるものとし、レポートの評価が相対的に高い者については、管轄の労働局長が応募資格②又は③に準ずる者として認めるものとします。

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 現に公務員である者（臨時的任用職員又は非常勤国家公務員を除く）
- ④ 国家公務員法第81条の2（定年による退職）に該当する方（採用予定日において満60歳に達している方）は、法令の規定により採用することができません。）

5 採用方法

採用については人事院規則8-12第18条第1項第7号の規定に基づき、任期については人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づき、選考採用により常勤の国家公務員として任期を定めた採用となります。

なお、任期は平成24年3月末日までとなります。

6 採用日

平成21年7月1日（水）を予定しています。

7 勤務地

各都道府県労働局のホームページにてご確認ください。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は

休みです。(詳細は各都道府県労働局にお問い合わせください。)

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当等)が支給されます。

詳細は別添「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、応募資格(「4 応募資格」①から④のいずれかを備考欄にお書きください)、学歴、職歴(雇用保険関係業務又は助成金関係業務に従事した経験については詳細にお書きください)及び資格(応募資格①で応募される方は、社会保険労務士証票、特定社会保険労務士証票又は合格証書の写しを添付してください)等の事項について、詳細に記載してください。

(2) レポートの提出

(3)の課題について、1000~2000字程度のレポートを作成してください。様式は、ワープロソフトを使用する場合はA4縦の用紙に横書き、手書きの場合は原稿用紙とします。

(3) レポートの課題

「現在の雇用失業情勢において、これまでの業務経験を、ハローワークでの業務にどのように生かせるか」

(4) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、希望する勤務地の労働局総務部総務課応募担当あて郵送(直接持参も可)してください。あて先等は各都道府県労働局のホームページにてご確認ください。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

なお、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けてください

11 応募期限

平成21年6月8日(月)

応募書類は当日の消印有効（持参の場合は当日17:00まで）とします。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

レポートによる書類審査

（選考通過者発表）

平成21年6月12日（金）予定（各都道府県労働局によって異なります）
通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

【第2次選考】

（論文試験及び人物試験（個別面接））

論文試験（30分間）による審査（雇用保険又は助成金に関する知識を問います。）

人物試験による審査

試験日は平成21年6月17日（水）から19日（金）までの間で実施予定（各都道府県労働局によって異なります）

（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

平成21年6月29日（月）予定（各都道府県労働局によって異なります）
合否にかかわらず全員に連絡します。

13 応募等に関する照会先

各労働局総務部総務課（任期付任用職員募集担当）

詳細は各都道府県労働局のホームページにてご確認ください。

《都道府県労働局ホームページ》

※クリックすると各労働局のホームページのトップへ移動します。

[北海道労働局](#)

[青森労働局](#)

[岩手労働局](#)

[宮城労働局](#)

[秋田労働局](#)

[山形労働局](#)

[福島労働局](#)

[茨城労働局](#)

[栃木労働局](#)

[群馬労働局](#)

[埼玉労働局](#)

[千葉労働局](#)

[東京労働局](#)

[神奈川労働局](#)

[新潟労働局](#)

[富山労働局](#)

[石川労働局](#)

[福井労働局](#)

[山梨労働局](#)

[長野労働局](#)

[岐阜労働局](#)

[静岡労働局](#)

[愛知労働局](#)

[三重労働局](#)

[滋賀労働局](#)

[京都労働局](#)

[大阪労働局](#)

[兵庫労働局](#)

[奈良労働局](#)

[和歌山労働局](#)

[鳥取労働局](#)

[島根労働局](#)

[岡山労働局](#)

[広島労働局](#)

[山口労働局](#)

[徳島労働局](#)

[香川労働局](#)

[愛媛労働局](#)

[高知労働局](#)

[福岡労働局](#)

[佐賀労働局](#)

[長崎労働局](#)

[熊本労働局](#)

[大分労働局](#)

[宮崎労働局](#)

[鹿児島労働局](#)

[沖縄労働局](#)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経歴等が考慮されます（18万円～30万円程度。一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・・扶養親族のある者に、配偶者月額13,000円、子1人につき6,500円等
 - 地域手当・・民間賃金水準の高い地域に勤務する者等に、最高で俸給等の17%（平成21年度東京特別区の場合）
 - 住居手当・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高27,000円
 - 通勤手当・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
 - 期末手当・勤奨手当（いわゆるボーナス）・・1年間に俸給等の約4.5か月分（平成20年度実績）